

倉敷市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市広告事業実施要綱に基づき、倉敷市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、倉敷市広告事業実施要綱に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 倉敷市（以下「市」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものを含む。

(広告の規格及び掲載位置)

第3条 広告は、市ホームページに表示するものとし、その規格、掲載位置は別途仕様書で定める。

(広告の範囲)

第4条 倉敷市広告掲載基準に定めるもののほか、掲載できない広告に関する基準は次の各号による。

- (1) アクセシビリティに配慮されていない配色のもの
- (2) ボタン等と誤解を与える恐れがあるもの
- (3) 市区町村税の滞納がある事業者のもの
- (4) その他市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(広告取扱業者への委託)

第5条 広告掲載に係る広告の募集、受付、広告掲載料の収納、契約金額の納付等については、広告代理店（以下「広告取扱業者」という。）へ委託して行うものとする。

2 広告取扱業者は、倉敷市財務規則に基づき競争入札により決定する。

3 前号により決定された広告取扱業者は、市とホームページ広告に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。契約の期間は6月を超え24月以内とする。

4 前3号のほか、入札、契約に関し必要な事項は、別に定める。

(広告の表示期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位として、連続する掲載期間は契約で定める期間までとする。

2 原則として、広告の掲載の開始日は月の第1日、終了日は月の最終日とする。

(掲載申し込み)

第7条 広告主は、広告取扱業者に対し、広告表示の申込みを行うものとする。

2 広告取扱業者は前項の規定により広告主から申込みがあった場合、その広告主が倉敷市広告掲載基準により掲載ができるか確認するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告原稿は、広告主等が第4条の規定に基づき作成するものとする。

2 広告原稿作成に関する経費は、広告主等の負担とする。

3 広告取扱業者は、広告原稿とリンク先（以下、「広告原稿等」という。）と広告主の市区町村税の完納証明書（市内業者については、「公用無料での税証明書交付申請書」に同意もらったもの）を当該広告原稿の広告表示開始する月の前月20日までに市長に提出するものとする。

(広告内容の審査)

第9条 市長は、前条の規定により広告原稿等の提出があったときは、その内容及びリンク先ホームページについて、第4条に基づき、倉敷市広告事業に係る審査及び苦情の処理に関する要綱（平成15年告示第485号）の規定により設置された審査会により審査を行う。

2 市長は、必要と認めるときは、広告取扱業者を通じ、広告主に資料の提出を求めることができる。

3 市長は、広告原稿等の審査結果を広告取扱業者へ通知するものとする。

4 市長は、広告主から提出された広告原稿等が適当でない判断したときは、広告取扱業者を通じ、広告主に対し広告原稿等の変更を求めるものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告取扱業者は、市長が指定する期日までに契約に定める広告掲載料を納入しなければならない。

(広告の掲載)

第11条 市長は、広告掲載料が納入され、かつ、第9条の規定により提出のあった広告原稿等が適当であると認めたときは、広告を掲載するものとする。

(広告掲載承認の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の承認を取消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告取扱業者が広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 指定された期日までに広告取扱業者が広告原稿等を提出しなかったとき。
- (3) 第9条第4項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他市ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一時中止をした場合において、広告取扱業者及び広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わず、既納の広告掲載料は、返還しない。

(広告原稿等の変更)

第13条 広告主は、月を単位として、広告原稿等を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿等を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、変更された広告原稿等について、広告取扱業者を通じ市長に申し出なければならない。

3 第8条及び第9条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の取りやめの申し出)

第14条 広告主は、広告取扱業者を通じ、市長に広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除するものとする。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、広告掲載を決定した後の掲載開始前において、広告取扱業者及び広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなくなったときは、広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

3 市長は、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、市ホームページの運営に不具合が生じて掲載することができなくなった場合は、別表に定めるとおり、延長掲載することとし、広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の不還付等)

第16条 市長は、広告掲載後、広告取扱業者の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

2 広告取扱業者は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告取扱業者の責務)

第17条 広告取扱業者は、広告及びリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱業者は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告取扱業者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 この要綱の規定に基づく広告の申込み、審査及び決定に必要な手続その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

別表(第15条関係)

システム障害等により閉鎖した時間	延長掲載する期間
1時間以上24時間以内	1日
24時間を超えた場合	閉鎖した日数+1日